障害者福祉制度ガイド（精神）

このガイドは、精神障害のある方やそのご家族が利用できる主な制度について紹介しています。

令和8年4月現在

利用できるサービスや制度一覧

分野	制度・サービス	頁
相談	障害者相談支援事業 高知市障害者相談センター	1
就労	職業相談・紹介／就業支援／就業・生活相談	2
福祉	日常生活用具給付／障害福祉サービス（介護給付、地域生活支援事業、訓練等給付、障害児通所支援）	2
手当・年金	児童扶養手当／障害児福祉手当／特別児童扶養手当／高知県重度心身障害児療育手当／特別障害者手当 心身障害者扶養共済制度／障害基礎年金・障害年金生活者支援金給付金〔国民年金の方〕／特別障害給付金	3
医療費	自立支援医療（精神通院医療）／後期高齢者医療	5
住宅	市営住宅／県営住宅	5
生活支援	生活福祉資金貸付制度／自動車運転免許取得費助成／ごみ収集（高知市ふれあい収集）／成年後見制度	6
防災	高知市家具等転倒防止対策支援事業／高知市感震ブレーカー設置促進事業	7
税金	ゴルフ場利用税／所得税・相続税・贈与税／住民税／軽自動車税／自動車税	7
交通・各種割引	駐車料金減免制度〔市営駐車場〕／こうちあったかパーキング制度／運賃割引〔航空・鉄道・バス・路面電車・タクシー〕 ふれあい案内／携帯電話料金／NHK 放送受信料／施設利用（保育施設・公共施設・映画館・テーマパーク等）	8
文化	美術展・作品展／スポーツ教室・大会／オーテピア高知図書館・声と点字の図書館	11

※制度の内容や手続きの詳細については、 各制度の担当窓口へお問い合わせください。

相談

■ 障害者相談支援事業 高知市障害者相談センター

お住いの地区を担当するセンターへお問い合わせください。

内　容

○ **概　　要：** 障害者相談センターは、障害のある方の様々な相談をお受けする地域の窓口です。
高知市では、東西南北の4地域に右記センターを配置し、相談員が訪問や電話で対応し、関係機関と連携を図りながら、支援を行います。

○ **対 象 者：**
⑴ 原則65歳未満の障害等のある高知市民とそのご家族。
⑵ 地域住民の方。
※ 指定相談支援事業所の相談支援専門員、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと契約をされている方は、そちらにご相談ください。
※ 65歳以上の方につきましては、各地域包括支援センターへご相談ください。

○ **開所時間：** 平日の８時30分～17時15分

○ **費　　用：** 無料

○ **備　　考：** まずはお電話でご相談ください。
また、職員が外勤で不在の場合がございますので、来所による相談をご希望される場合は、事前にご連絡ください。

所 在 地

【東部地域】：布師田・大津・三里・五台山・高須・介良・南街北街・下知
〔名称〕**障害者相談センター東部**
〔住所〕葛島４丁目３－３　東部健康福祉センター１階
〔電話〕８８２－９３９１　〔FAX〕８８５－３５５６

【西部地域】：朝倉・鴨田・旭街・初月・鏡
〔名称〕**障害者相談センター西部**
〔住所〕旭町２丁目２１－６　障害者福祉センター２階
〔電話〕８０２－８１６６　〔FAX〕８０２－８１６７

【南部地域】：潮江・長浜・御畳瀬・浦戸・春野
〔名称〕**障害者相談センター南部**
〔住所〕百石町３丁目１－３０　南部健康福祉センター１階
〔電話〕８５６－９２５５　〔FAX〕８５６－９２５７

【北部地域】：一宮・秦・江の口・小高坂・上街・高知街・土佐山
〔名称〕**障害者相談センター北部**
〔住所〕丸ノ内１丁目７番４５号　総合あんしんセンター３階
〔電話〕８２０－５２１１　〔FAX〕８５６－５５４９

発行：高知市健康福祉部 健康増進課

就労

■ 職業相談･紹介など

高知公共職業安定所（ハローワーク高知）
専門援助部門　障害者コーナー　878－5323

内　容

○ 概　　要： 障害のある方に対する職業相談等について、専門の職員が対応しています。お仕事探しの支援等、個別の事例に対するサービスの中で、必要に応じて様々な支援機関と連携したり、実際の職場で就労体験を積むことのできる委託訓練のあっせんなどを行っています。

○ 主な支援制度等：

制度等名称	内　容
⑴ 職業相談、紹介	お仕事探しの相談・紹介を行います。 また、専門知識を有する精神・発達雇用サポーターが求職者の特性に応じた職業相談や職業紹介を実施し、就職後の職場定着支援も行っています。
⑵ 障害者トライアル雇用	ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試行雇用（トライアル雇用＝原則６～１２か月。短時間トライアル雇用＝３～１２か月）の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試行雇用終了後の常用雇用への移行を進めます。
⑶ 特定求職者雇用開発助成金	ハローワーク等の紹介により、障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行います。（お仕事が長く続けられるように、企業の負担を軽減します。）
⑷ 定着支援	就職後、必要に応じ職場を訪問し、職場定着の支援を行います。

就労

■ 就業支援

高知障害者職業センター
866－2111

内　容

○ 概　　要： 障害のある方に対し、ハローワークやその他の支援機関と連携しながら、「就職に向けた支援」「職場定着に向けた支援」「職場復帰に向けた支援」を行っています。また、事業主に対しても、ハローワークやその他の支援機関と連携しながら、障害のある方の雇い入れや雇用継続、職場復帰に関する支援を行っています。

○ 主な支援内容等：

名　称	内　容
⑴ 職業準備支援	就職や職場定着に向けて、個別のニーズや課題に応じたカリキュラムを作成し、様々な作業や講座を通じて、働くための基礎となる労働習慣、職場で必要となる基本的なコミュニケーションやストレス対処の方法等を身に付けるための支援を行います（支援期間：最長 12 週間）。
⑵ ジョブコーチ支援	障害のある方の就職や職場定着のためにジョブコーチが職場を訪問し、障害特性に応じた支援を事業主･障害のある方、双方に行います。支援の期間は個別に必要な期間（3か月程度、最長7か月）を設定します。
⑶ リワーク支援	うつ病等で休職中の方を対象に、センター内において職場復帰のためのウォーミングアップや再発予防を目的とした支援を行います。また、必要に応じ復帰先企業での職場復帰に向けた相談等に同席し、円滑に復職できるよう支援を行います。

※ 当センターの利用にかかる費用は無料ですが、各種手当、交通費等は支給されません。

就労

■ 就業･生活相談

高知障害者就業･生活支援センター　シャイン
802－6185

内　容

○ 概　　要： 一般就労を検討されている方や、一般就労されており長期間、働き続けることを希望される方に向けた就業及び生活相談の窓口です。相談を希望される方は、予約制となっております。事前に電話にて連絡をお願いします。

○ 対　　象： 障害者手帳を取得されている方や、診断を受けられた方が対象となります。利用は無料です。

福祉

■ 日常生活用具の給付

障がい福祉課　医療福祉担当
823－9053

内　容	必要書類等
○ 概　　要： 頭部保護帽、火災警報器、自動消化器の給付	□ 手帳 □ 申請書等

福祉

■ 介護給付、地域生活支援事業 訓練等給付、障害児通所支援

障がい福祉課　地域生活支援室
823−9378

内　容

○ 概　要：

制度名	内容
⑴ 介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護 短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援
⑵ 訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）、就労移行支援 就労選択支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援 自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）
⑶ 地域生活支援事業	移動支援、日中一時支援、訪問入浴、福祉ホーム 地域活動支援センター
⑷ 障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、 保育所等訪問支援

○ 対 象 者：
⑴ 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者等（知的障害児・者または精神障害者の場合で手帳をお持ちでない方は、必要に応じて県立療育福祉センターの判定や病院の診断等をお願いする場合があります。）
⑵ 難病等（対象疾患による障害がある方が対象。）

必要書類等

□ 申請書等
□ 印鑑(認印)(自署しない場合のみ。)
□ マイナンバーがわかる書類、身元確認書類等(詳しくはお問い合わせください。)

負担上限額の軽減を受ける場合は
□ 収入の確認ができる資料等

※ 65歳以上の方は、介護保険制度のサービスが優先となります。

※ 利用にあたり、障害支援区分認定やスコア判定を行います。結果によってはご希望に沿えない場合や、サービスによっては個別相談が必要な場合があります。

詳しくは電話でご相談ください。

手当・年金

■ 児童扶養手当

子育て給付課
823−9447

内　容

○ 概　要：ひとり親家庭の児童※を監護している母または父・養育者に対して支給されます。ただし、児童の父または母が一定の障害の状態にある場合は、児童扶養手当の対象となる可能性があります。
○ 支給内容：申請月の翌月分から対象です。受給資格者または児童が公的年金給付の支給を受けている場合は、児童扶養手当額との差額分が支給されます。
○ 支給時期：奇数月に前(まえ)２月(つき)分が支給されます。　○ そ の 他：所得制限あり。

必要書類等

受給資格・手当金額・申込方法・添付書類については、子育て給付課にお問い合わせください。

※ 児童とは、18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある方、または 20 歳未満で心身に一定の障害がある方を言います。

手当・年金

■ 障害児福祉手当

障がい福祉課　医療福祉担当
823−9053

内　容

○ 概　要：20 歳未満で、精神に重度の障害がある方に支給されます。
注） ただし、公的障害年金を受給している方や施設等に入所している方は対象外です。
○ 支給内容：月額 16,560 円
○ 支給時期：毎年２月、５月、８月、11 月に口座振替により支給
○ そ の 他：所得制限あり。詳しくは、担当までお問い合わせください。

必要書類等

□ 認定請求書
□ 診断書（所定の様式のもの）
□ 所得状況届　□ 同意書
□ 口座振替申出書（対象児分）
□ マイナンバーの分かるもの

手当・年金

■ 特別児童扶養手当

障がい福祉課　医療福祉担当
823−9053

内　容

○ 概　要：精神に重～中度の障害のある 20 歳未満の児童を監護している保護者・養育者に支給されます。注）ただし、公的障害年金を受給している方や施設等に入所している方は対象外です。
○ 支給内容：月額 58,450 円（１級・重度）　月額 38,930 円（２級・中度）
○ 支給時期：毎年４月、８月、11 月に口座振替により支給
○ そ の 他：所得制限あり。詳しくは、担当までお問い合わせください。

必要書類等

□ 認定請求書
□ 戸籍謄本
□ 診断書（所定の様式のもの）
□ 口座振替申出書
□ 同意書
□ マイナンバーがわかる書類

手当・年金 ■ 高知県重度心身障害児療育手当

障がい福祉課　医療福祉担当
823－9053

内　容

○ **概　　要：** 18 歳未満の重度心身障害児を監護する保護者に対して支給されます。
　注） ただし、障害児福祉手当を受給している方や施設等に入所している方は対象外です。
○ **支給内容：** 月額 7,300 円
○ **支給時期：** 毎年３月、７月、11 月に口座振替により支給
○ **そ の 他：** 所得制限なし

必要書類等

☐ 申請書　　☐ 口座振替申出書
☐ 福祉事務所の発行する
　障害児福祉手当不支給証明書
☐ 障害の状態の分かるもの（手帳または特別児童扶養手当認定通知書）
☐ 印鑑（認印）

手当・年金 ■ 特別障害者手当

障がい福祉課　医療福祉担当
823－9053

内　容

○ **概　　要：** 20 歳以上の身体または精神に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して支給されます。
　注） ただし、養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所中の方や病院・診療所、介護老人保健施設、介護医療院等に３か月以上入院、入所している方は対象外です。
○ **支給内容：** 30,450 円
○ **支給時期：** 毎年２月、５月、８月、11 月に口座振替により支給　　○ **そ の 他：** 所得制限あり

必要書類等

☐ 認定請求書　☐ 診断書
☐ 所得状況届　☐ 同意書
☐ 前年度受給した年金額の分かるもの
☐ 通帳
☐ マイナンバーの分かるもの

手当・年金 ■ 心身障害者扶養共済制度

障がい福祉課　医療福祉担当
823－9053

内　容

○ **概　　要：** 障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害者が終身一定額の年金を受給する制度です。
○ **支給内容：** 年金月額　１口加入 20,000 円　　２口加入 40,000 円
○ **そ の 他：** 精神に永続的な障害があり、その障害の程度が、知的障害児・者または身体障害児・者のうち身体障害者手帳１級から３級までに該当する方と同程度と認められる方で、保護者等が 65 歳未満の方。
　保護者の加入資格制限あり（病気や障害がなく生命保険に加入できる程度の健康状態であること）。掛金の減額制度あり（生活保護・市民税均等割以下の世帯）。

必要書類等

☐ 手帳
☐ 印　　鑑(認印)
☐ 住 民 票
☐ 申請書等
　（申請は偶数月の 20 日まで）
☐ 診 断 書
　（精神手帳３級の方）

手当・年金 ■ 障害基礎年金〔国民年金の方〕

中央窓口センター　国民年金担当
823－9439

内　容

○ **概　　要：** 障害の原因となったケガや病気で初めて治療目的で診療を受けた日（初診日）の前日において、国民年金保険料の一定の滞納がない等の納付要件を満たしている方が、初診日から原則１年６か月後の障害認定日（この日が 20 歳前である場合は 20 歳到達日）に国民年金法で定める障害状態にあるときに支給される年金です。
　65 歳の誕生日の前々日までの初診日が対象となります。20 歳前に初診日がある障害で受給される場合は、本人の所得制限があります。
○ **支給内容：** １級年額 1,059,125 円【1,056,125 円】　　２級年額 847,300 円【844,900 円】
○ **支給時期：** 偶数月の 15 日に支給
○ **そ の 他：** 【　】内は昭和 31 年４月１日以前生まれの者の額

必要書類等

資格要件や請求内容により必要書類が異なりますので、国民年金担当窓口にお問い合わせください。
初診日に厚生年金保険加入者または国民年金第３号被保険者（厚生年金保険加入者の被扶養配偶者）であった場合は最寄りの年金事務所、共済組合員であった場合は所属されていた共済組合へお問い合わせください。

手当・年金 ■ 障害年金生活者支援給付金〔国民年金の方〕

中央窓口センター　国民年金担当
823－9439

内　容

○ **概　　要：** 障害基礎年金に上乗せして支給される福祉的給付金制度です。
　ただし、次の⑴⑵に該当する場合は支給されません。
　⑴ 日本国内に住所を有しないとき
　⑵ 前年の所得が、受給にかかる所得要件を満たさない場合　等
○ **支給内容：** １級月額 7,025 円　　２級月額 5,620 円
○ **支給時期：** 偶数月の 15 日に支給　　**4 そ の 他：** 所得制限あり

必要書類等

資格要件や請求内容により必要書類が異なりますので、国民年金担当窓口にお問い合わせください。
不支給要件の詳細は最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

手当・年金 ■ 特別障害給付金

中央窓口センター　国民年金担当
823－9439

内　容	必要書類等
○ 概　要：国民年金への加入が任意であった時期に国民年金に任意加入していなかったことが原因で障害基礎年金の受給権を得ることができなかった障害者に対する給付金制度です。なお、65 歳の誕生日の前々日までに申請する必要があります。 ○ 支給内容：１級月額 58,650 円　２級月額 46,920 円 ○ 支給時期：偶数月支給　○ そ の 他：請求対象は６５歳未満	資格要件や請求内容により必要書類が異なりますので、国民年金担当窓口にお問い合わせください。

医療費 ■ 自立支援医療（精神通院医療）

健康増進課　精神・難病担当
803－8005

内　容	必要書類等
○ 概　要：精神通院にかかる医療費が原則自己負担１割になる制度です。 ※ 世帯(同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とする)の市民税課税状況により自己負担上限額が設定されます。 ○ そ の 他：手帳の有無は関係なし。	□ 申請書　□ 所定の診断書（原則２年に１回） □ 加入する健康保険の資格情報が確認できる書類（資格確認書・資格情報のお知らせ・マイナポータルの健康保険情報画面等） □ マイナンバーがわかる書類、身元確認書類等（詳しくはお問い合わせください。）

医療費 ■ 後期高齢者医療

保険医療課　後期高齢者医療担当
823－9380

内　容	必要書類等
○ 概　要：「手帳」１～２級所持者は、65 歳から申請により後期高齢者医療制度に加入できます。（75 歳以上の人は、障害の有無に関わらず加入対象） ○ そ の 他：申請は、75 歳になるまでの間はいつでも撤回することができ、撤回した後で再度申請することもできます。	□ 手帳 □ 資格確認書等

住宅 ■ 市営住宅（障害者世帯向け／障害者単身者向け）

高知市営住宅管理センター
823－9067

内　容	必要書類等
○ 概　要：特定目的住宅（障害者向け住宅）に専用枠を設けて入居者を募集 ○ 入居者募集：６月・１０月・１月の年３回 募集時期によっては、空室がないなどの理由で希望の特定目的住宅が募集されない場合もあります。詳しくは、「あかるいまち」をご覧ください。	□ 申請書等　□ 手帳、年金証書等 □ 印鑑（認印）※申請者本人が署名しない場合のみ。 当選後に手帳等証明書類が必要です（所得証明書、住民票、戸籍・源泉徴収票等が必要な場合もあります）。詳しくはお問い合わせください。

住宅 ■ 県営住宅

高知県住宅供給公社　管理課
883－0344

内　容	必要書類等
○ 概　要：住宅に困っている入居申込者の中に１・２級の手帳の交付を受けている方は抽選において優遇措置を実施。 ○ 入居者募集：５月・８月・１１月・２月の年４回	□ 手帳 □ 県営住宅入居申込書 □ 郵便はがき２枚

生活支援 ■ 生活福祉資金貸付制度

高知市社会福祉協議会　共に生きる課
856－5539

内　容　　**必要書類等**

○ **概　要：** 他の融資制度や給付制度を利用できない低所得世帯や障害を持つ方がいる世帯を対象に、必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度です。この制度は各種要件があり、その要件に該当しない場合は貸付対象になりませんので、まずは電話にてお問い合わせください。

住民票、所得証明書など
注）申請内容によって必要な書類が異なります。

生活支援 ■ 自動車運転免許取得費助成

障がい福祉課　医療福祉担当
823－9053

内　容　　**必要書類等**

○ **概　要：** 免許取得により就労等社会活動に参加促進できるように取得費用の一部を助成
助成額：必要経費の２／３以内（上限 10 万円）
自動車運転免許取得前に申請すること。　※　免許取得後に助成

☐ 手帳
☐ 申請書
☐ 見積書

生活支援 ■ 高知市ふれあい収集

環境業務課
856－5374

内　容　　**必要書類等**

○ **概　要：** 高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者等のみで構成された世帯のうち、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族や近隣住民などの協力を得ることができない世帯を対象に、訪問による玄関先からのごみの収集を行います。また、希望する方にはお声がけをすることにより、安否確認をします。

○ **対象地区：** 市内全域

○ **対象世帯：** 高知市内の居宅で生活している高齢者や要介護認定者のみの世帯で、可燃ごみやプラスチック製容器包装等を、世帯員自ら持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯
⑴ 70 歳以上で要介護１以上の認定を受けている一人暮らしの世帯
⑵ 身体障害者手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯
⑶ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯
⑷ 療育手帳の交付を受けている一人暮らしの世帯
⑸ その他、自らごみを持ち出すことが困難と認められる世帯
※ ただし、同居者がいる場合でも、上記のいずれかに該当する世帯員のみで構成される世帯は対象とします。

☐ 申請書
☐ 手帳の写し

生活支援 ■ 成年後見制度

健康増進課　精神・難病担当
803－8005

内　容

1 成年後見制度とは？

精神障害、知的障害、認知症等により、自分で決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続きをする際に支援する制度です。



2 こんなことで困っていませんか？

✓ お金の管理がむずかしい
✓ 一人で生活するのが不安



✓ 大事な書類に名前を書く時、よくわからない
✓ だまされて、よくない契約をしてしまいそう



3 どんな人が支援してくれるの？

どのような支援が必要か、事情に応じて家庭裁判所があなたに合った人を決めます。

⇨ 家族　・親戚
弁護士・司法書士 など

ホームページ「成年後見はやわかり」より
ダウンロード資料　　動画集

4 どうやって使うの？

まずは健康増進課（精神・難病担当）までご相談ください。



制度を使うには、お金がかかります。たとえば、申し込みのときの費用や、成年後見人等に支払うお金です。
お金が少ない人のために、市が一部を助ける制度があります。

防災 ■ 高知市家具等転倒防止対策支援事業

地域防災推進課 823−9040

内　容	必要書類等
○ 概　要：地震による家具等の転倒被害を防止するため、ご自宅の家具等への転倒防止器具の取付けを、市の委託する業者が代行します。 ○ 対　象：本市に居住し、住民登録を行っている者で構成する世帯。	□ 申請書等　□ 印鑑（認印）※申請者本人が署名しない場合のみ。 令和８年度は６月頃から申込受付予定。 詳細はお問い合わせください。

防災 ■ 高知市感震ブレーカー設置促進事業

地域防災推進課 823−9040

内　容	必要書類等
○ 概　要：地震による電気火災を防止する感震ブレーカーの設置等に必要な費用を補助します。 ○ 対　象：本市に居住し、住民登録を行っている者で構成する世帯。	□ 申請書等　□ 印鑑（認印）※申請者本人が署名しない場合のみ。 令和８年度から補助開始。令和８年度は５月頃から申込受付予定。詳細はお問い合わせください。

税金 ■ ゴルフ場利用税

高知県中央東県税事務所 866−8500

内　容	必要書類等
○ 概　要：利用者が「手帳」等を提示して対象者であることを証明した場合に、非課税の適用を受けられます。	「手帳」等、証明書類の提示が必要。

税金 ■ 所得税・相続税・贈与税

国税相談専用ダイヤル 0570−00−5901

内　容

○ **所得税（所得控除）：**
所得金額から次の額を控除します。（軽減される税額は所得の金額等によって異なります。）
⑴ **障害者控除**……27万円の適用：手帳２級・３級
⑵ **特別障害者控除**……40万円の適用：手帳１級
⑶ **同居特別障害者控除**…75万円の適用：手帳１級（同一生計配偶者又は扶養親族）

○ **相続税（税額控除）**：手帳１～３級
・ **障害者控除**……障害のある人が相続や遺贈により財産を取得した場合
税額控除〔※85歳以上は控除なし〕＝（85－障害者年齢）×10万円（特別障害者は20万円）

○ **贈与税（非課税）**：手帳１～３級
障害者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方等の定期的な生活費などに充てるために、その方を受益者とする一定の信託契約に基づいて財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

必要書類等

１ 所得税
□ 手帳　□ 各種証明書　など
前年の12月31日の時点で、65歳以上で、要介護１～５と認定されている方は、障害者・特別障害者控除が受けられる場合があります。詳しくは、高齢者支援課（８２３－９４４１）」までお問い合わせください。

２ 相続税・３ 贈与税
□ 手帳　など
制度の適用に関し、不明な点等がある場合は、お問い合わせください。

税金 ■ 住民税

市民税課 823−9421

内　容

○ **所得控除：**
所得金額から次の額を控除します。（軽減される税額は所得の金額等によって異なります。）
⑴ **障害者控除**……26万円の適用：手帳２級・３級
⑵ **特別障害者控除**……30万円の適用：手帳１級
⑶ **同居特別障害者控除**…53万円の適用：手帳１級（同一生計配偶者又は扶養親族）
○ **非課税**：手帳１～３級　前年の合計所得金額が135万円以下の障害者

必要書類等

□ 手帳　□ 各種証明書　など
前年の12月31日の時点で、65歳以上で、要介護１～５と認定されている方は、障害者・特別障害者控除が受けられる場合があります。詳しくは、高齢者支援課（８２３－９４４１）」までお問い合わせください。

税金 ■ 軽自動車税

市民税課 823−9423

内　容	必要書類等
○ 概　要：「手帳」１級所持者が所有する軽自動車等を自らが運転する場合や、生計を一にする者が「手帳」１級所持者の通院や通学又は日常生活などのために運転する場合に、一定の要件を満たせば税が減免されます。減免の対象となる軽自動車やバイクは障害者１人について１台（普通自動車含む）に限ります。　※減免申請は納期限（４月１日～納期限まで）又は登録時。	□ 手帳　□ 申請書等 □ 運転者の免許証 □ 車検証 □ 届出人の本人確認書類

税金

■ 自動車税

高知県中央東県税事務所
866−8510

内　容	必要書類等
○ 概　要： 生計を一にする親族や常時介護する者が、専らその「手帳」１級所持者の通院、通学及び日常生活などのために運転する場合に、一定の要件（車種、運転者、自動車の使用要件等）を満たせば税が減免されます。減免の対象となる自動車は障害者１人について１台に限ります。 常時介護者運転の場合は右記の申請書類に加えて自動車運行計画書、誓約書（常時介護）が必要。 ※ 減免申請は納期限（４月１日～納期限まで）又は登録時。	□ 手帳 □ 申請書等 □ 通院、通学、通勤等証明書等 □ 住民票等 □ 免許証 □ 車検証

交通・各種割引

■ 駐車料金減免制度〔市営駐車場〕

都市建設総務課
823−9216

内　容	必要書類等
○ 概　要：運転者ご本人もしくは同乗者が手帳をお持ちの場合、最初の１時間までの駐車料金が全額免除となります。駐車料金減免制度とスタンプサービスの併用はできません。高知市以外の居住者も減免対象。 ○ 対象駐車場：⑴ 高知市中央公園地下駐車場　（８７２−７４５０） ⑵ 高知市県庁前通り地下駐車場（８２２−１１７５）	□ 各駐車場料金所で駐車料金精算時に「手帳」又は「ミライロ ID」提示。

交通・各種割引

■ こうちあったかパーキング制度

高知県障害福祉課
823−9633

内　容	必要書類等
○ 概　要：障害のある方などで移動に配慮が必要な方を対象に、公共施設や店舗などでの障害者等用駐車場の利用証を交付する制度。発達障害のある方で手帳をお持ちでない場合、移動に介助者の特別な注意が必要と医療・療育機関等が認めた方が対象です。申請いただくには医療・療育機関等からの証明書等が必要となります。（証明書等がない場合は、県障害福祉課指定の様式により確認します。）	□ 手帳 □ 交付申請書 ※ ご家族が代理で申請する場合は、代理人の方の身分証明書が必要です。

交通・各種割引

■ 航空旅客運賃割引〔国内線のみ〕※

航空券販売窓口

内　容	必要書類等
○ 概　要：航空券購入時に顔写真付きの手帳を見せることで、割引を受けられます。 ○ 対　象：12 歳以上の方（介護者も１名まで対象）で、航空券購入日および搭乗日時点で有効期間内の手帳をお持ちの方（有効期限が切れた手帳は利用できません）。 ※ 本人が 3 歳から 11 歳の場合は、介護者１名が割引の対象となります。 ※ 運賃の割引額は、各航空運送事業者が設定しています。事業者や路線によって異なるため、詳細は直接お問い合わせください。	□ 顔写真付きの手帳（搭乗日当日に有効期限内のものに限る）。 □ 航空券販売窓口で「手帳」を提示。 □ 介護者と共に搭乗する場合は、利用開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入する必要があります。

交通・各種割引

■ 運賃割引※〔土佐くろしお鉄道〕

土佐くろしお鉄道　安芸駅 0887−34−8800
中村駅 0880−35−4961

内　容	必要書類等
○ 概　要：乗車券購入時に手帳等を見せることで、割引を受けられます。 ○ 対　象：乗車券購入日および乗車日時点で有効期間内の手帳をお持ちの方（有効期限が切れた手帳は利用できません）。 ○ 適用区間：四万十くろしおライン（中村・宿毛線）、ごめん・なはり線。 ○ 割引内容（普通乗車券）：	□ 乗車券購入時に駅の窓口及び列車内の車掌、運転士に顔写真付きの手帳もしくは、障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」の画面をご提示ください。

対　象	手帳等級	内　容
本人	１種・２種	運賃半額
介護者	１種	「手帳」所持者と一緒に利用する介助者（１名）は運賃半額

※ 本ガイドに記載のない運賃割引の有無や適用条件などの詳細は、各交通事業者に直接お問い合わせください。

交通・各種割引

■ 運賃割引※〔ＪＲ：鉄道・高速バス〕

〔鉄道〕JR四国電話案内センター
0570－00－4592

〔高速バス〕JR四国バス・高知予約センター
866－2489

内　容	必要書類等

○ 概　　要：乗車券購入時に顔写真付きの手帳を見せることで、割引を受けられます。
○ 対　　象：乗車券購入日および乗車日時点で有効期間内であり、旅客鉄道株式会社の旅客運賃減額欄に「第１種」または「第２種」の記載がある手帳をお持ちの方（有効期限が切れた手帳は利用できません）。
○ 割引内容：

（1）鉄道　（普通乗車券）

対　象	手帳等級	内　容
本人	１～３級	運賃半額（片道の営業キロが 100 キロを超える場合に限る）
介護者	１級	「手帳」所持者と一緒に利用する介助者（１名）は運賃半額
	１～３級	12 歳未満の「手帳」所持者の介護者は運賃半額

（2）高速バス（片道普通運賃）

対　象	手帳等級	内　容
本人	１～３級	運賃半額
介護者	１級	「手帳」所持者と一緒に利用する介助者（１名）は運賃半額

3(1)鉄道（普通乗車券）について
☐ 乗車券購入時に駅の窓口及び列車内の車掌、運転士に顔写真付きの手帳をご提示ください。

3(2)高速バス（片道普通運賃）について
☐ 割引が適用される高速バス路線かどうかは、事前にご確認ください。
☐ 手帳に「第１種」「第２種」のいずれかの記載がない場合は、割引乗車券を購入することができません。
☐ ご乗車の際は、顔写真付きの手帳を必ず乗務員にご提示ください。提示できない場合や、「第１種」「第２種」の記載がない場合は、片道普通運賃との差額をお支払いいただきます。

交通・各種割引

■ 運賃割引※〔とさでん交通：電車・バス〕

とさでん交通　ナビダイヤル　0570－001－410
以下の路線のことについては各社にお問い合わせください。
高知東部交通（高知安芸線以外）０８８７－３５－３１４８
高知高陵交通　０８８９－４２－１７０５
高知西南交通　０８８０－３４－１２６６

内　容	必要書類等

○ 概　　要：運賃支払い時に「手帳（顔写真付）等」を見せることで、割引を受けられます。
○ 適用路線：
⑴ 電　車･･･ とさでん交通
⑵ バ　ス･･･ とさでん交通・県交北部交通・高知東部交通・高知高陵交通・高知西南交通
○ 割引内容（普通運賃）：　※運賃は 10 円単位に四捨五入となります。

対　象	手帳等級	内　容
本人	１～３級	路面電車とバス（高速バスは除く）の運賃半額
介護者	１級	「手帳」所持者と一緒に利用する介助者（１名）は運賃半額
	１～３級	12 歳未満の「手帳」所持者の介護者は路面電車のみ運賃半額

☐ 現金利用の場合は、手帳もしくは、障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」の画面を運転手にご提示ください。
☐「ですか」ご利用の場合は、ですか取り扱い窓口にて「ですか障がい者カード」をお買い求めのうえご利用ください。

交通・各種割引

■ 運賃割引※〔タクシー〕

各タクシー会社
高知市区域の一部の会社

内　容	必要書類等

○ 概　　要：乗車時に顔写真付きの手帳を見せることで、割引を受けられる場合があります。
※ 割引が適用にならない・事前申し込みが必要な場合がありますので、必ず乗車前に割引が適用になるか確認をしてください。

☐ 乗車時に顔写真付きの手帳を提示。

交通・各種割引

■ ふれあい案内〔ＮＴＴ無料電話番号案内〕

NTTふれあい案内担当
（平日　9:00～17:00、土日祝日及び年末年始を除く）
0120－104－174

内　容	必要書類等

○ 概　　要：電話帳の利用が困難な「手帳」所持者を対象に、事前登録により無料で電話番号を案内します。
○ 利用方法：事前に登録が必要です。
※ ふれあい案内の利用については、ＮＴＴ西日本・ＮＴＴ東日本のお客さまに提供するサービスです。

☐ 手帳
☐ 申込書

※　本ガイドに記載のない運賃割引の有無や適用条件などの詳細は、各交通事業者に直接お問い合わせください。

交通・各種割引

■ 携帯電話料金割引

各社ショップまたは各社携帯電話取扱店

内　容	必要書類等
○ 概　要：「手帳」所持者を対象にした基本使用料等の割引 ・ ＮＴＴドコモ　（ハーティ割引） ・ ＫＤＤＩ　（スマイルハート割引） ・ ソフトバンク　（ハートフレンド割引） ※ 申請は各社ショップまたは各社携帯電話取扱店でご相談ください。	□ 手帳 □ 預金口座の分かるもの □ 金融機関届出印　など

交通・各種割引

■ ＮＨＫ放送受信料免除（全額・半額）

健康増進課　精神・難病担当
803－8005

内　容	必要書類等
○ 概　要：「手帳」所持者を対象にした受信料の免除 ○ 免除種類： 種　類 / 内　容 ⑴ 全額免除 / 「手帳」所持者のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 ⑵ 半額免除 / 「手帳」１級の方が、世帯主かつ受信契約者の場合	□ 手帳　□ 印鑑（認印） ＮＨＫの窓口でも申請可能です。ＮＨＫで申請する場合は、各種証明書類、手帳、印鑑を持参してください。 【各種証明書類】 ⑴ 全額免除：住民票（世帯全員分） 市町村民税非課税証明書（世帯全員分） ⑵ 半額免除：住民票（世帯全員分）

交通・各種割引

■ 保育施設の利用（保育料の軽減・副食費の免除）

保育幼稚園課
823－4012

内　容	必要書類等
○ 概　要： 児童の保護者が精神又は身体に障害を有している場合や、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合は、保育を必要とする事由として保育施設の利用を申し込むことができます。 また、市区町村民税所得割（年税額）77,101 円未満の階層に認定された方で次に該当する場合は、０～２歳児クラスの場合は保育料の納付が軽減され、３～５歳児クラスの場合は副食費が免除されます。 ◎ **生計を同一とする在宅障害児（者）のいる世帯で、次に掲げる児（者）を有する世帯** ① 身体障害者手帳の交付を受けた者 ② 療育手帳の交付を受けた者 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ④ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者	該当する要件によって必要書類が異なりますので、保育幼稚園課（入所担当）にお問い合わせください。 利用申込時、保育幼稚園課（入所担当）にお問い合わせください。

交通・各種割引

■ 公共施設、映画館、テーマパーク 等

各施設の窓口

内　容	必要書類等
○ 概　要：「手帳」所持者を対象に利用料金の割引となる場合があります。 ※ 割引制度の有無、内容については各施設にお問い合わせください。	□ 手帳

文化 ■ 美術展・作品展

実行委員会事務局（公財）高知県身体障害者連合会
872－9497

内　容

美術展･作品展		内　容
⑴	スピリットアート （高知県障害者美術展）	障害のある方の作品を公募して、芸術活動を促進するとともに、障害のある方に対する県民の理解を深めます。　【開催時期】　10 月
⑵	ハートフルフェスタ （高知県障害者作品展）	障害者の日々の生活の様子や作品を広く紹介するとともに、作品の展示販売等により県民との交流を通じて障害者への理解と認識を深めます。　【開催時期】　11 月

文化 ■ スポーツ教室・大会

高知県立障害者スポーツセンター
841－0021

内　容

教室･大会	内　容
⑴ 各種スポーツ教室	卓球、ウォーキング、水泳、ヨット、カヌーなどを実施。市町村や施設・学校等へ出前教室も実施しています。　【開催時期】　お問い合わせください
⑵ 各種スポーツ大会	卓球、バドミントン、リレーマラソン　【開催時期】　お問い合わせください
⑶ 高知県障害者スポーツ大会	県内の障害のある方が一堂に会し、スポーツを通じて親睦を深めるとともに、体力の維持・向上を図ります。　【開催時期】　令和８年５月 31 日（日）（一部競技で別日程有）ほか
⑷ 全国障害者スポーツ大会	全国の障害のある方とスポーツを通じて親睦を深め、自立更生や社会参加の推進に寄与することを 6+目的とし、高知県代表として参加します。　【開催時期】　毎年秋開催

文化 ■ オーテピア高知図書館 オーテピア高知声と点字の図書館

オーテピア高知図書館
823－4946
オーテピア高知声と点字の図書館
823－9488

内　容

○ 概　　要：『オーテピア』では、「オーテピア高知図書館」と「オーテピア高知声と点字の図書館」が協力して、病気や障害などで活字を長時間集中して読むことができない方、目で読んでも内容がわからないまたは内容を記憶できない方など、だれもが読書を楽しめるように、資料と環境を整えています。
オーテピア高知図書館・オーテピア高知声と点字の図書館は会話のできる図書館です。お気軽にお越しください。
〔資料〕オーテピア高知図書館　　：大活字本、布絵本など
オーテピア高知声と点字の図書館：録音図書、マルチメディアデイジー図書 (※) など
※ 音声サポート付き電子書籍。読み上げやハイライト機能がある。
〔環境〕セルフ貸出機、多機能トイレ、拡大読書器など

○ 申請に必要なもの等：
⑴ 専用の申込書で利用登録すると、さまざまなサービスが受けられます。 ⇒ 長期貸出し、対面音訳など
※ 病気や障害などで読書が困難な方が対象です。詳しい内容や登録についてはお問い合わせください。
⑵ オーテピア高知図書館の本を借りるには、共通利用カードが必要です。
発行の申請時には住所確認できるもの(免許証・障害者手帳等)が必要です。高知市民図書館分館・分室でも発行ができます。
⑶ 共通利用カードは、オーテピア高知図書館のほか、高知市民図書館分館分室でもご利用いただけます。

○ 開館時間・駐車場：
⑴ 開館時間等

開館時間	休 館 日
火曜～金曜：午前９時～午後８時 土･日･祝日：午前９時～午後６時	月曜日(祝日の場合は開館)、毎月第３金曜日(８月および祝日を除く)、８月 11 日(山の日)を含む４日間(資料特別整理期間)、年末年始(12 月 29 日から１月４日まで)

⑵ 駐車場

駐車台数	駐車料金
オーテピア全体で 100 台 こうちあったかパーキング駐車場 ５台（うち車いす用駐車場３台）	最初の１時間 400 円、以降 30 分ごとに 100 円 (オーテピアの利用者は最初の１時間無料。指定の民間駐車場でも割引サービスが受けられます。駐車券を各館の窓口で提示して、割引の手続きを行ってください。)